

令和7年度第12回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和8年3月27日(金)

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第86号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第87号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第88号 非農地通知交付申請について

議案第89号 農用地利用集積等促進計画について(意見)

議案第90号 農用地利用集積等促進計画について(要請)

議案第91号 地域計画の変更について(意見)

議案第92号 農用地利用計画変更について

議案第93号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

(2) 報告

報告第56号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第57号 現況証明願について

報告第58号 農地の改良のための届出の受理について

報告第59号 農地の転用のための届出の受理について

報告第60号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、9番 神谷 六雄

10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉、13番 加藤 健一

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

(農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、35番 阿部田 光春、36番 鈴木 安光

37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

8番 太田 政俊、14番 内藤 成一郎、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局長、次長、係長、主査、主事
- (2) 農務課 次長、主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、8番の太田 政俊委員、14番の内藤 成一郎委員、18番の近藤 靖一委員、19番の鈴木 泰孝委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは15番の二村 誓也委員と17番の片岡 幸雄委員をお願いいたします。それでは議事にしがいまして、議案第86号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。なお、申請番号82番、85番から87番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見ををお願いいたします。

柴田(若) 委員：申請番号81番 調査年月日は令和8年3月25日。本案件は、譲渡人が相続で取得したが、東側が急斜面となっており農作業に危険が伴い、農業経験がほとんどなく雑草が生い茂っても管理ができず近隣に迷惑をかけているため、申請地が自宅から近い譲受人が所有地と一体にて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(立) 委員：申請番号83番 調査年月日は令和8年3月22日。本案件は、譲渡人が相続をしたが、自身が農業をしていないため、譲受人が自宅の隣地にある申請地を購入し、農業経営の充実を図り、農業に一層精進したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(良) 委員：申請番号84番 調査年月日は令和8年3月19日と22日。本案件は、譲渡人が高齢になり耕作が困難になってきたため、現在の耕作地が圃場整備の対象となり

移転先を探していた譲受人が代替え地となる申請地を取得して耕作をしていきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、申請番号 82 番、85 番から 87 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 82 番、85 番から 87 番について調査担当委員の意見を願います。

中根 委員：申請番号 82 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 24 日。本案件は、譲渡人が相続したが、耕作意欲がないため、申請地の隣地が自宅である譲受人が譲り受けて農業経営を拡大し耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号 85 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 21 日。本案件は、譲渡人が高齢で耕作困難なため、譲受人が自己所有地の隣地にある申請地を譲り受けて、農業経営規模を拡大し耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 86 番、87 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 21 日。本案件は、譲渡人が農地を相続したが、耕作意欲がないため、譲受人が農業経営に関心があったことから譲り受けて耕作をしていきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に議案第 87 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 9 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 97 番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

石川 委員：申請番号 89 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 22 日。本案件は、現在賃貸住宅で妻と暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 90 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 19 日。本案件は、現在運送業を営んでいるが、事務所内に保有しているトラックを停めるスペースがなく、申請地を駐車場として利用してきたため是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 91 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 19 日。本案件は、隣接地にある自宅に家族 5 人で暮らしているが、5 台分の車を停めるスペースがなく、また、道路と高低差がある土地であり、転回スペースがないため後退して道路に出るほかなく、落下する危険性を鑑み、申請地を自宅への進入路及び駐車場として利用してきたため是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(若) 委員：申請番号 92 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 25 日。本案件は、県発注の災害復旧工事を受注したが、施工にあたり資材置場が必要となるため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(立) 委員：申請番号 93 番 調査員の太田政俊委員が本日欠席のため、23 番太田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 8 年 3 月 25 日となっております。本案件は、現在、造園業を営んでいるが、既存の資材置場では手狭なため、申請地を資材置場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

中根 委員：申請番号 94 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 24 日。本案件は、自社の残土置場を移転することに伴い、残土処分地を探していたところ、水捌けが悪く耕作困難な申請地を嵩上げて果樹園にしたい所有者との利害が一致したため、一時転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(立) 委員：申請番号 95 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 22 日。本案件は、現在、両親と夫の 4 人で実家で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新家 委員：申請番号 96 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 21 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号 94 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち許可するものとします。次に申請番号 97 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 97 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

阿部田 委員：申請番号 97 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 21 日。本案件は、石材製品の製造・販売の事業を行っているが、令和 6 年に資材置場が不足していたことから、許可を受けずに資材置場として利用していたため、是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に議案第 88 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 22 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 17 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 25 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。次に、議案第 89 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第 90 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積等促進計画(要請)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、要請するものとします。次に、議案第 91 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（地域計画の変更(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：目標地図上の耕作者という欄について、耕作者ということなので名前になると思うのですが、今後検討等や自作と表記されているのはどういう意味合いがありますか。

事務局：地域計画の目標地図につきましては、将来の耕作者の氏名等を記載する項目になっておりますが、現状、個人の氏名を載せると色分けが困難になるので、地主が耕作するものに関しては自作という表記にしております。将来の耕作者が決まっていない農地に

つきましては今後検討等にしております。

酒井(功) 委員：議案書の項目の表記自体を変えることはできますか。

事務局：それは可能です。

酒井(功) 委員：わかりやすい表記の方が良いと思いますので、また検討していただければと思います。

事務局：かしこまりました。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、意見なしとします。次に、議案第 92 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

事務局：申請番号 1 番 調査員の内藤成一郎委員が本日欠席のため、事務局が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 8 年 3 月 23 日となっております。本案件は、現在仮住まいで生活をしているが、家財等が増え手狭になってきたため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

二村 委員：申請番号 2 番 調査年月日は令和 8 年 3 月 23 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、子どもの誕生を見込んでいることから、居住スペースが不足しているため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(泰) 委員：申請番号3番 調査年月日は令和8年3月22日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号4番 調査年月日は令和8年3月23日。本案件は、製造業者が生産能力の向上および製造体制の高度化を図るために、製造工場を新設するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(安) 委員：申請番号5番 調査年月日は令和8年3月19日。本案件は、原材料の搬入及び製造品搬送の事業を行っている業者が、事業を行っている土地の賃貸借契約が終了し、現在はある土地を間借りして事業を継続しているため、移転をするにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号6番 調査年月日は令和8年3月19日。本案件は、電気通信事業者が携帯電話基地局新設工事をするにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、農用地利用計画を変更するものといたします。次に、議案第93号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(令和8年度最適化活動の目標の設定等について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2件
現況証明願について	3件
農地の改良のための届出の受理について	1件
農地の転用のための届出の受理について	9件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	24件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前10時30分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (15番)

岡崎市農業委員会委員 (17番)